

3 多重債務対策

(1) 多重債務無料法律相談会

平成 20 年 6 月から、福島県弁護士会いわき支部の協力のもと、「いわき市多重債務無料法律相談会」を実施しています。

- ・実施日時 毎月第 1・第 3 火曜日 午前 10 時～正午
- ・実施場所 いわき市消費生活センター
- ・相談時間 1 人 30 分程度（予約制）
- ・実施方法 債務状況などを確認するために、事前に消費生活センターで面談し、対象者の状況を確認したうえで、弁護士相談の必要を認めた場合に、無料法律相談会を実施します。
なお、弁護士との相談の際に相談者が希望する場合には、消費生活センター職員又は消費生活相談員が同席しています。
- ・弁護士数 各回 1 名

(2) 福島県多重債務者相談強化キャンペーン

国の多重債務者対策本部による「多重債務者相談強化キャンペーン 2023」の一環として、「福島県多重債務者相談強化キャンペーン」（福島県、福島県弁護士会など主催）に参加し、12 月のキャンペーン期間に、「(1) 無料法律相談会」を拡大実施（月 2 回→月 4 回）しました。

なお、希望者には、「こころの健康相談」や「生活就労相談」を併せて実施しています。

- ・実施日時 令和 5 年 12 月 5 日・12 日・19 日・26 日 午前 10 時から正午
- ・実施場所 いわき市消費生活センター
- ・その他 こころの健康相談（対応：市保健所）
生活就労相談（対応：市生活・就労支援センター）
※弁護士への相談時間、実施方法及び弁護士数については、「(1)無料法律相談」と同じです。

(3) 相談件数及び実施回数

年度	相談件数 (件)	実施回数 (回)	相談件数全体に 対する比率 (%)
令和 3	30	16	1.5
令和 4	33	19	1.7
令和 5	34	18	1.7

4 いわき市消費生活対策会議

いわき市消費生活対策会議は、「いわき市民の消費生活を守る条例」に基づき、消費者行政の適正な運営及び消費者の被害救済の適正な処理を図ることを目的に、知識経験者や消費者・事業者の代表などを委員とする庁外審議組織として設置しています。

同会議と行政との緊密な連携の元、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を推進することで、市民の消費生活の安定及び向上を目指しています。

会議	開催日	内容
第1回	5月15日	・本市の消費者行政の現状等 ・消費生活相談の概要等 ・令和4年度消費者教育（啓発）の実施状況 ・令和5年度消費者教育（啓発）の実施事業
第2回	1月31日 （書面 会議）	・消費生活相談の概要等（令和5年11月末時点） ・若者に対する消費者教育 ・高齢者の消費者被害対策 ・災害に便乗した悪徳商法等への対応（令和5台風第13号関連）

5 その他

(1) 製品安全3法に基づく調査

① 電気用品安全法に基づく調査

同法に基づき、重点品目（経済産業省東北経済産業局が指定）から、本市の立入検査品目を選定し、電気用品を販売する市内店舗において、販売及び販売目的で陳列する電気用品の適正な表示に係る調査を実施しています。

令和5年度対象品目

直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、電熱器具（電気ストーブ）、
光源及び光源応用機械器具（LED電灯器具、電気消毒器（殺菌灯））

② 家庭用品品質表示法に基づく調査

同法に基づき、生活に使用されている繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、「品質表示の必要な家庭用品」として政令で定めるものから、本市の立入検査品目を選定し、家庭用品を販売する市内店舗において、販売及び販売目的で陳列する家庭用品の適正な表示に係る調査を実施しています。

令和5年度対象品目

マフラー、スカーフ及びショール、ポリエチレンフィルム製又はポリエチレンフィルム製の袋、電子レンジ、鍋

③ 消費生活用製品安全法に基づく調査

同法に基づき、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品として政令で定めるものから、本市の立入検査品目を選定し、消費生活用製品を販売する市内店舗において、販売及び販売目的で陳列する消費生活用製品の適正な表示に係る調査を実施しています。

令和5年度対象品目

携帯用レーザー応用装置、石油ふろがま

④ 製品安全3法に基づく調査の実施結果（令和5年度）

関係法	対象品目	店舗数	調査品目	調査結果
① 電気用品安全法	3	5	43	問題なし
② 家庭用品品質表示法	4	3	156	問題なし
③ 消費生活用製品安全法	2	3	9	問題なし

(2) 福島県内消費生活センター等連絡調整会議

県内各地域における消費生活相談体制の充実と連携を図るため、福島県が県内消費生活センター及び市町相談窓口を集めて、開催しています。

(3) 東北都市消費者行政協議会

東北各都市の消費者行政の諸問題について情報交換と相互の連絡調整を行い、消費者行政の円滑かつ効果的推進に寄与することを目的とする「東北都市消費者行政協議会」に加盟し、東北各都市と連携を図っています。

(4) 全国中核市消費者行政協議会

消費者行政の諸問題について、意見交換と相互連絡を行い、消費者行政の効果的推進に資することを目的とする「全国中核市消費者行政協議会」に文書会員として加盟し、全国中核市と連携を図っています。